○九州地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市北波多行合野字大久保二四七番一から同市北波多行合野字大久保二四八番一まで	前	九・七九～九・八五メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	一三・〇五～一三・八八メートル	〇・〇二三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月二十五日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	古賀　正治
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年九月一日

○九州地方整備局告示第百七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月二十五日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	三浦　拓郎

(2)　変更年月日　平成二十五年十月一日

○福岡県公安委員会告示第二百四十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十五日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前　指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前　指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

○佐賀県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十五日

佐賀県公安委員会委員長　諸隈　博子

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前　指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前　指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

○長崎県公安委員会告示第三十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十五日

長崎県公安委員会委員長　上田　惠三

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前　指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前　指定の期限　平成二十五年九月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年十二月二十六日まで